

財団法人競馬共助会寄附行為

昭和23年 9月14日付農林省指令23畜第3046号設立認可
昭和32年 9月 7日付同指令32畜第4826号一部変更認可
昭和51年 6月 1日付同指令51畜B第1407号一部変更認可
平成 4年12月24日付農林水産省指令 4 畜B第2586号変更認可
平成14年 5月21日付同指令13生畜第7506号変更認可
平成21年 3月30日付同指令20生畜第1951号一部変更認可

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、財団法人競馬共助会（以下「共助会」という。）という。

(事務所)

第2条 共助会は、主たる事務所を東京都港区西新橋一丁目1番19号に置く。

2 共助会は、理事会の議決を経て、従たる事務所を必要な地に置くことができる。

(目的)

第3条 共助会は、競馬に係る調教師、騎手、きゅう務員その他のきゅう舎関係者及びその遺族（以下「きゅう舎関係者等」という。）の福祉の増進を図るとともに、競馬愛好者の利便に資するための事業を行い、もって競馬の健全な発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 共助会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) きゅう舎関係者等に対する生計扶助、教育費援助その他の福利厚生に関する事業
- (2) 診療所及び厚生会館の運営
- (3) 競馬愛好者の利便に資するための厚生施設の管理・運営
- (4) 競馬文化発展に資する必要な事業
- (5) その他共助会の目的を達成するために必要な事業

第2章 資産及び会計

(資産の構成)

第5条 共助会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立時における財産目録に記載された財産
- (2) 資産から生ずる収入
- (3) 寄附金品
- (4) 事業に伴う収入
- (5) その他の収入

(資産の種別)

第6条 共助会の資産を分けて、基本財産及び運用財産とする。

2 基本財産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に基本財産として記載された財産
- (2) 設立後に基本財産とすることを指定して寄附された財産
- (3) 理事会で基本財産に繰り入れることを議決した財産

3 運用財産は、基本財産以外の財産とする。

(資産の管理)

第7条 共助会の資産は、会長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

2 基本財産のうち現金は、郵便官署若しくは銀行等への定期預金、信託会社への信託又は国債、公債等の購入等安全確実な方法で保管することとする。

(基本財産の処分)

第8条 基本財産は、これを処分し、又は担保に供することができない。ただし、共助会の事業遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決及び評議員会の同意を経、かつ、農林水産大臣の承認を受けて、その一部を処分し、又は担保に供することができる。

(経費の支弁)

第9条 共助会の経費は、運用財産をもって支弁する。

(借入金)

第10条 共助会は、その事業に要する経費の支弁に充てるため、あらかじめ

理事会において定めた額を限度として、その事業年度内において運用財産をもって償還する一時借入金の借入れをすることができる。

- 2 共助会は、事業遂行上やむを得ない理由により、その事業に要する経費の支弁に充てるため、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決及び評議員会の同意を経、かつ、農林水産大臣の承認を受けて、基本財産の額を限度として、長期借入金の借入れをすることができる。

(事業年度)

第11条 共助会の事業年度は、毎年1月1日に始まり、12月31日に終わる。

(収支計算における収支差額)

第12条 毎事業年度の収支計算における収支差額は、翌事業年度に繰り越すものとする。

(事業計画及び収支予算)

第13条 会長は、毎事業年度開始前に事業計画及び収支予算の案を作成し、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決及び評議員会の同意を経て、農林水産大臣に提出しなければならない。これを変更する場合も同様とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は理事会の議決を経て、収支予算成立の日まで前年度の収支予算に準じ暫定予算を編成し、収入支出することができる。

- 3 前項の収入支出は、新たに成立した収支予算の収入支出とみなす。

(事業概況報告書及び収支計算書等)

第14条 会長は、毎事業年度終了後、遅滞なく、次の各号に掲げる書類を作成し、監事に提出して、その監査を受けなければならない。

- (1) 事業概況報告書
- (2) 収支計算書
- (3) 正味財産増減計算書
- (4) 貸借対照表
- (5) 財産目録
- (6) キャッシュ・フロー計算書

- 2 監事は、前項の書類を受理したときは、これを監査し、監査報告書を作成して理事会に提出しなければならない。

3 会長は、第1項の書類及び前項の監査報告書について、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決及び評議員会の同意を経て、これを農林水産大臣に提出しなければならない。

4 会長は、第1項の書類及び第2項の監査報告書を事務所に備え付けておかなければならない。

第3章 役員等

(役員の数及び選任)

第15条 共助会に、次の役員を置く。

(1) 理事10人以上13人以内

(2) 監事1人以上3人以内

2 理事及び監事は、評議員会において選任する。

3 理事、監事及び評議員は、相互にこれを兼ねることができない。

4 理事のうちから、会長1人及び副会長2人以内を互選する。

5 理事のうち、同一親族(3親等以内の親族及びこの者と特別な関係にある者をいう。)又は特定企業の関係者である理事の占める割合は、それぞれ理事現在数の3分の1を超えてはならない。

6 理事に異動があったときは、2週間以内に登記し、登記簿の謄本を添え、遅滞なくその旨を農林水産大臣に届け出なければならない。

7 監事に異動があったときは、遅滞なくその旨を農林水産大臣に届け出なければならない。

(役員職務)

第16条 会長は、共助会を代表し、その業務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐して共助会の業務を掌理し、あらかじめ理事会において定める順序により、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠けたときはその職務を行う。

3 理事は、理事会を組織し、業務を執行する。

4 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 財産の状況を監査すること。

(2) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(3) 財産及び会計の状況又は業務の執行について、不整の事実を発見したときは、これを理事会、評議員会又は農林水産大臣に

報告すること。

- (4) 前号の報告をするため必要があるときは、理事会若しくは評議員会の招集を請求し、又は第4章若しくは第5章の定めにかかわらず、理事会若しくは評議員会を招集すること。

(役員任期)

第17条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠又は増員による役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(役員解任)

第18条 共助会は、役員が職務上の義務違反、又は共助会の役員としてふさわしくない行為をしたときその他特別の事由があるときは、理事会及び評議員会において、それぞれの会議を構成する者の現在数の3分の2以上の議決に基づいて、解任することができる。この場合、その役員に対し、議決の日の10日前までに、その旨を書面をもって通知し、かつ、理事会及び評議員会で議決の前に弁明する機会を与えるものとする。

(役員報酬)

第19条 役員は、無報酬とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、常勤の役員には、理事会の議決を経て、報酬を支払うことができる。

(顧問)

第20条 共助会に、顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、理事会の承認を得て、学識経験者のうちから会長が委嘱する。
- 3 顧問は、共助会の運営上に関する重要事項について、会長の諮問に応ずる。

第4章 理事会

(構成)

第21条 理事会は、理事をもって構成する。

2 監事は、必要に応じ理事会に出席し、意見を述べることができる。

(招集)

第22条 理事会は、会長が招集する。

2 理事会は、定例理事会及び臨時理事会とする。

3 定例理事会は、毎年2回これを開催する。

4 臨時理事会は、次の場合に開催する。

(1) 会長が必要と認めたとき。

(2) 理事現在数の3分の1以上、又は監事から会議の目的たる事項を示した書面により請求があったとき。

5 理事会の招集は、少なくともその開催の日の7日前までに、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって通知しなければならない。

(権能)

第23条 理事会は、この寄附行為に別に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を議決する。

(1) 事業計画及び収支予算

(2) 事業報告及び収支決算

(3) その他共助会の運営に関する重要事項

(議長)

第24条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(定足数)

第25条 理事会は、理事現在数の3分の2以上の出席がなければ、議事を開き議決することができない。

(議決)

第26条 理事会の議事は、この寄附行為に別に定めるもののほか、出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(書面表決等)

第27条 やむを得ない理由により理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の出席理事を代理人として表決権を行使することができる。この場合において、前

2 条の適用については、出席したものとみなす。

2 前項の書面は、理事会の開催の日の前日までに共助会に到達しないときは、無効とする。

3 第1項の代理人は、代理権を証する書面を共助会に提出しなければならない。

(議事録)

第28条 理事会の議事については、議事録を作成しなければならない。

2 議事録は、議長が作成し、少なくとも次の事項を記載し、議長及び出席理事のうちからその理事会において選任された議事録署名人2人以上が署名押印しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事の現在数、出席理事数及び出席理事の氏名 (書面表決者及び表決委任者については、その旨を付記すること。)

(3) 議案

(4) 議事の経過の概要及びその結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

3 議事録は、主たる事務所に備え付けておかなければならない。

第5章 評議員及び評議員会

(評議員)

第29条 共助会に、評議員20人以上24人以内を置く。

2 評議員は、理事会の承認を得て、調教師等・日本中央競馬会職員及び競馬に関する学識経験者のうちから会長が委嘱する。

3 第17条から第19条までの規定は、評議員について準用する。

この場合において、これらの規定中「役員」とあるのは、「評議員」と読み替えるものとする。

(評議員会)

第30条 評議員会は、評議員をもって構成する。

2 評議員会は、この寄附行為に別に定めるもののほか、共助会の運営に関し、会長の付議する事項について審議し、又は会長に対して意見を述べることができる。

3 評議員会は、会長が招集する。

4 評議員会の議長は、その都度評議員で互選する。

5 理事及び監事は、評議員会に出席して意見を述べることができる。

(規定の準用)

第31条 第22条第5項及び第25条から第28条までの規定は、評議員会について準用する。

この場合において、これらの規定中「理事」とあるのは「評議員」と、「理事会」とあるのは「評議員会」と読み替えるものとする。

第6章 事務局等

(事務局)

第32条 共助会の事務を処理するために、事務局を置く。

2 事務局に、職員を置く。

3 事務局の組織及び職員に関する事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

(書類及び帳簿の備付け)

第33条 会長は、主たる事務所に、この寄附行為で別に定めるもののほか、次に掲げる書類及び帳簿を備え付けておかなければならない。

(1) 寄附行為

(2) 役職員等の氏名、住所及び略歴を記載した書面

(3) 許可、認可等及び登記に関する書類

(4) 収入及び支出に関する証拠書類及び帳簿

(5) その他必要な書類及び帳簿

第7章 寄附行為の変更及び解散

(寄附行為の変更)

第34条 この寄附行為は、理事会及び評議員会において、それぞれの会議を構成する者の現在数の3分の2以上の議決を経、かつ、農林水産大臣の認可を受けなければ変更することができない。

(解散)

第35条 共助会は、民法第68条第1項第2号から第4号までの規定による場合のほか、理事会及び評議員会において、それぞれの会議を構成する者の現在数の3分の2以上の議決を経、かつ、農林水産大臣の認可を受けなければ解散することができない。

(残余財産の処分)

第36条 共助会が解散した場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、理事会及び評議員会において、それぞれの会議を構成する者の現在数の3分の2以上の議決を経、かつ、農林水産大臣の許可を受けて、共助会と類似の目的を有する他の公益法人に寄附するものとする。

第8章 雑則

(細則)

第37条 この寄附行為に定めるもののほか、共助会の事業の運営上必要な細則は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

附 則

第2条第1項第4号の寄附行為の追加は、昭和32年9月7日から施行する。

附 則

この寄附行為の変更は、農林大臣の認可のあった日(昭和51年6月1日)から施行する。

附 則

この寄附行為の変更は、農林水産大臣の認可の日(平成4年12月24日)から施行する。

附 則

この寄附行為の変更は、農林水産大臣の認可のあった日(平成14年5月21日)から施行する。

附 則

この寄附行為の変更は、農林水産大臣の認可のあった日(平成21年3月30日)から施行する。